

明 細 書

発明の名称：

情報処理装置、情報処理装置の制御方法及びプログラム

技術分野

[0001] 本発明は、情報処理装置、情報処理装置の制御方法及びプログラムに関する。

背景技術

[0002] 従来、会社の役員や従業員あるいは関係者（以下「従業員等」という）に、自社株式を行使価格で購入する権利を付与するストックオプション（「新株予約権」という）が知られている。新株予約権は、自社株式の株価が行使価格を超えて上昇するほど利益が大きくなるため、新株予約権を与えられた従業員等は株価上昇に向けて会社価値を上昇させる努力を行う。

[0003] 特許文献 1 では、新株予約権を与えられた従業員等が行使価格の資金を用意できないために新株予約権の権利行使をすることができないことへの対策として、証券会社が従業員等に資金を融資することを開示している。これによれば、資金不足により権利行使ができなかった従業員等が融資を受けることで、権利行使の促進を図ることができる。

先行技術文献

特許文献

[0004] 特許文献 1：特開 2 0 0 5－5 6 0 9 5 号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0005] 特許文献 1 のように、既に新株予約権を有する従業員等が行使価格の資金を用意できない場合に融資を行うことは今日においては一般的である。新株予約権を権利行使して、株式を取得し、売却したときのキャピタルゲインとしては、株価が安い時期（例えば会社が株式市場に上場していないころ）の株価で会社の株式を取得し、株価が高い時期（例えば会社が株式市場に上場

した後)に当該会社の株式を売却することで大きな利益を上げることができ
る。このため、未上場の会社の新株予約権を与えられた従業員等は、会社が
上場した時点で新株予約権の権利行使を行って大きな利益を得ることができ
る。しかしながら、新株予約権を権利行使するためには、新株予約権の権利
行使価額を払い込む必要があり、それまではそのキャピタルゲインを他の投
資に回すことが困難であった。同様のことはコールオプションのような権利
行使を行うために権利行使価額の払込みを要するその他の資産にも言える。

[0006] ところで、従来は、新株予約権を発行する際には付与対象者と当該付与
対象者に付与する新株予約権の個数を確定しなかったところ、こ
のように将来的に価値を生む新株予約権を、実際の貢献度合い等を見ない状
況で従業員等に付与すると、場合によって従業員等の勤労意欲が失われてし
まったり、経営陣が期待するほどの貢献が見られなかったりといった弊害も
見られたが、最近では一旦、信託の受託者に新株予約権を信託し、会社への
貢献度等を見たうえで従業員等に事後的に交付する、いわゆる「信託型ス
tockオプション」というスキームが台頭してきている。しかしながら、信託
型ストックオプションの場合においては、その性質上、最終的に従業員等
の中から受益者となって新株予約権の交付を受ける者が確定するまでの期間中
、たとえ新株予約権自体の内容として権利行使期間が到来していても、従業
員等は新株予約権の権利行使もできなければ、それにより取得した株式の売
却もできず、従業員等としては新株予約権の含み益について利殖の機会を失
っていた。

[0007] 同様に、受益者が特定していない信託や受益者は特定しているが未成就
の条件が付いている信託の場合に、受託者が信託財産を担保に借入れを行う場
合の手続きは、直接発行の新株予約権において新株予約権者が借入れを行う
よりも委託者や信託管理人への意思確認を要するなど煩雑で、将来において
万が一借り入れた資金による投資が元本割れになった場合には借入金のみが
残り、たとえその後に受益者が特定され、又は条件を成就したとしても、受
益者となることを拒否される可能性があるなど、独自の考慮要素が存在し、

システムを用いて処理することが困難であった。また、受益者が特定しており、特段の条件は付いていないものの、受益者が意思決定を行うのが不可能又は著しく困難な場合などにおいても同様の困難があった。

[0008] 本発明は以上のような課題を解決するためになされたものであり、信託内資産の活用について改善できる手段を提供することを目的とする。

課題を解決するための手段

[0009] 本発明は、情報処理装置であって、委託者から受託者に信託された新株予約権に関する情報である信託情報と、投資案件に関する情報である投資情報と、前記投資案件に投資する金銭の融資に関する情報である融資情報と、を記憶する記憶手段と、前記記憶手段に記憶された前記信託情報に含まれる、前記新株予約権を担保に借入れや投資を実行できる権限を持つ権限者についての情報である権限者情報と、前記記憶手段に記憶された前記投資情報と、前記記憶手段に記憶された前記融資投資情報と、を読み出す読出手段と、前記読出手段で読み出した前記権限者情報に含まれる権限者IDで特定される権限者に対して借入れや投資を行うかを問い合わせる問合せ手段と、前記問合せ手段による問い合わせに対する応答を受け付ける応答受付手段と、前記応答受付手段で受け付けた応答が借入れや投資を行うものであった権限者に対し、前記読出手段で読み出した前記融資情報や前記投資情報を提供する情報提供手段と、を有する、ことを特徴とする。

発明の効果

[0010] 本発明によれば、信託内資産の活用について改善できる手段を提供することができる。

図面の簡単な説明

[0011] [図1]本発明の第1実施形態に係る新株予約権管理システムの動作の概略を説明するブロック図である。

[図2]本発明の第1実施形態に係る新株予約権管理システム50の概略構成を示すブロック図である。

[図3]図2に示した各情報処理装置の構成を示すブロック図である。

[図4]図2に示した情報処理装置16aの記憶部103に記憶される信託情報の一例を示す図である。

[図5]図2に示した情報処理装置16aの記憶部103に記憶される投資情報及び融資情報の一例を示す図である。

[図6]新株予約権管理システム50による処理を示すフローチャートである。

発明を実施するための形態

[0012] 以下、本発明による情報処理装置、情報処理装置の制御方法及びプログラムの実施形態について、図面を参照して説明する。

[0013] [第1実施形態]

図1は、本発明の第1実施形態に係る新株予約権管理システムの動作の概略を説明するブロック図である。まず、図1を参照して、本実施形態における新株予約権の信託内での管理に関するスキームについて説明する。

[0014] なお、本実施形態では、新株予約権を信託で管理する場合について説明するが、本発明は他の権利を信託した場合にも適用することができる。例えば、本発明は、権利行使価格で株式を取得できる権利であるコールオプションの管理を行うコールオプション管理システムにも適用することができる。新株予約権は、現在の権利行使価額で株式を発行会社から取得できる権利であるが、コールオプションは、発行会社というよりは株主から権利行使価格で株式を取得できる権利ということであり、請求できる相手方が異なる。コールオプションの場合、大株主（通常はオーナー経営者）が、自分の持っている株式を将来的に貢献した者に渡すためにコールオプションを信託する（コールオプションを信託することもあれば、金銭を信託して、自分が設定したコールオプションを受託者に取得させるために、自分に対して払い込ませることもある）というスキームに関連する管理システムになる。また、本発明は、仮想通貨の管理を行う仮想通貨管理システムにも適用することができる。仮想通貨は、発行者が発行し、一般的により高い流動性を持つことにより、より高い価値を持つことになるため、インフルエンサーや協力者（発行する法人の役職員等を含む。）に配布し、また、仮想通貨交換所においてより

多くの取引を行われるようにするニーズがある。仮想通貨の場合、発行者又は仮想通貨を多く持つ者が、自分の持っている仮想通貨を将来的に貢献した者に渡すために信託する（仮想通貨を信託することあれば、金銭その他の資産を信託して、受託者をして委託者又はその他の第三者から仮想通貨を取得させることもある）というスキームに関連する管理システムになる。さらに、本発明は、投資ファンドの基礎となる合同会社や組合、信託の持分の管理を行うファンド持分管理システムに適用することができる。ファンド持分は、通常投資ファンドを組成した無限責任組合員や有限責任組合員などにより保有されるが、例えばこの持分の全部又は一部を、将来的に社員や投資先へ派遣するプロ経営者に渡すことができるようにすることで、社員・プロ経営者などの投資ファンドの投資先の企業価値向上に向けたコミットメントを高めるニーズがある。ファンド持分の場合、ファンド持分を保有する者が、自分の持っているファンド持分を将来的に貢献した者に渡すために信託する（ファンド持分を信託することあれば、金銭その他の資産を信託して、受託者をしてファンド持分を取得させることもある）というスキームに関連する管理システムになる。

[0015] 発行会社10は、本実施形態の新株予約権管理システムで対象とする新株予約権を発行する会社である。委託者11は、例えば、発行会社10の経営者や株主である。なお、発行会社10が拠出を行ってもよい。受託者12は、信託の受託者であり、信託財産の管理や運用を行う者である。

[0016] 委託者11は、受託者12に金銭その他の財産を信託する。信託の際には、具体的な受益者を定めるケースが一般的であるが、（1）具体的な受益者を定めずに受益者を定める方法を定めることあれば、（2）具体的な受益者を定めるものの、受益者としての権利を取得し、受益者として確定するために条件（以下「権利確定条件」という。）を付すこともある。従来、信託の中で新株予約権を管理する場合には、受益者が現に存しない場合に受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する信託管理人、受益者が現に存する場合に受益者のた

めに自己の名をもって特定の行為をする権限を有する信託監督人その他受益者代理人といった者が包括的に受益者のために信託財産の管理に必要な行為について指図の権限を有しているほか、信託契約等によって定められた者がこれらの権限を有している場合もある。そこで、これらの権限のうち借入れや投資に関する権限を持つものを権限者 2 1 とする。

[0017] 本実施形態では、具体的な受益者が定められず受益者を定める方法を定める信託の事例として、信託型の新株予約権（時価発行新株予約権信託（登録商標））を対象としている。信託型の新株予約権では、発行時には行使価格（又はその算式）を定めるが、新株予約権自体を一旦信託における受託者に固定数だけ付与するものの、役職員等を具体的に付与対象者と定めず、あるいはその付与対象者に付与する数を定めない（第 1 の信託）。委託者 1 1 により受益者指定権者と定められた者（発行会社 1 0 である場合もあれば委託者 1 1 である場合もその他の者である場合もある）である受益者指定権者 1 4 は、その後、会社への貢献度に応じて、付与対象者及びその付与対象者に付与する数を定めることができる。

なお、信託型の新株予約権には、別のパターンとして、具体的な付与対象者とその者に付与する新株予約権の個数を仮に決定しておき、その者が確定的に受益権を有するようになるための権利確定条件を付した状態で、受託者 1 2 が信託の引受けをするパターンもある。この場合、権利確定条件を満たしたことにより、当該付与対象者は当該新株予約権の受益者となる（第 2 の信託）。

なお、信託型の新株予約権には、別のパターンとして、第 1 の信託において受益者指定事由が発生するに先立ち、放棄されるものを除いたすべての新株予約権について受益者として具体的な付与対象者を指定する旨の応答を得られなかった場合であって、事後的にさらに受益者として具体的な付与対象者を指定したい旨の意向を有する場合、委託者 1 1 又は異なる委託者が金銭の拠出などにより新たな信託（第 3 の信託）を組成した上で、第 3 の信託を受益者として指定することで、当該信託に対して第 1 の信託の信託財産を引

き継ぐパターンもある。第2の信託において、具体的な付与対象者が権利確定条件を満たさなかった場合にも、第3の信託への信託財産の引継ぎを行うことは可能である。

また、本実施形態では、第1の信託、第2の信託及び第3の信託のいずれをも対象にしている。すなわち、図1に示す(i)の信託は、第1の信託、第2の信託及び第3の信託のいずれの信託であってもよい。委託者11、受託者12、受益者13、受託者指定権者14及び権限者21それぞれは、第1の信託、第2の信託及び第3の信託それぞれについての、委託者、受託者、受益者、受託者指定権者及び権限者である。

[0018] 委託者11は、受託者12に新株予約権を信託する。本実施形態では、委託者11は受託者12に金銭の信託を行う。この信託の設定時には、信託による財産の移転が伴うため、法律で定められている場合、予め定められた税率で課税される。なお、委託者11は、新株予約権及び金銭を受託者12に信託し、当該現金で納税するようにしてもよい。

[0019] 続いて、受託者12は、信託された金銭を、新株予約権の代金として発行会社10に払い込む。発行会社10は、払い込まれた代金に応じた分だけ、現在の株価に応じた行使価格の新株予約権を受託者12に対して付与する。

[0020] その後、受託者12は、信託の受益者指定事由の発生又は権利確定条件の成就・不成就の確定まで、信託された新株予約権の管理を継続する。信託の受益者指定事由の例としては、信託の設定時に未上場であった発行会社10が上場したこと、又は、所定期間が経過したこと、などが挙げられる。信託の権利確定条件としては、所定期間、役職員等が会社に在籍していること、又は、人事考課において一定以上の評価を得ること、などが挙げられる。なお、受託者12は、委託者11から拠出された金銭を使って新株予約権の権利行使を行い、株式に変えるようにしてもよい。また、新株予約権又はコールオプションではなく、株式を信託し、あるいは金銭を信託し、受託者12に株式を取得させてもよい。さらに、仮想通貨又はファンド持分を信託し、あるいは金銭その他の資産を信託し、受託者12に仮想通貨又はファンド持

分を取得させても良い。また、受託者 1 2 は、金銭の全部又は一部を委託者 1 1 又はその他の第三者から借り入れてもよい。

[0021] なお、第 1 の信託の委託者と第 2 の信託又は第 3 の信託の委託者とが異なってもよい。第 1 の信託の受託者（第 1 の受託者）と第 2 の信託の受託者（第 2 の受託者）と第 3 の信託の受託者（第 3 の受託者）が異なってもよい。第 1 の信託の受益者指定権者（第 1 の受益者指定権者）と第 2 の信託の受益者指定権者（第 2 の受益者指定権者）と第 3 の信託の受益者指定権者（第 3 の受益者指定権者）が異なってもよい。また、第 2 の信託と第 3 の信託はそれぞれ単一の信託であっても、複数の信託であってもよい。

そして、第 1 の信託において受益者指定事由が発生した場合に、第 1 の受益者指定権者は、役職員等の中から具体的な受益者（第 1 の受益者）を指定し、その者らに対して新株予約権を引き継ぐこともできれば、第 3 の受託者を第 1 の信託の受益者として指定し、第 3 の受託者に対して新株予約権を引き継ぐこともできる。また、第 2 の信託において権利確定事由が不成就であった場合に、第 2 の受託者は、予め定められた第 3 の受託者を含む他の者を第 2 の受益者としてもよいし、第 2 の受益者指定権者の指図によって第 2 の受益者を指定してもよい。第 2 の信託において、権利確定事由の成就又は不成就が判明する前に、別途定められた受益者指定事由（もしあれば）が到来する場合、第 2 の受託者は、第 3 の受託者に信託財産を引き継いでもよい。

このように第 3 の受託者に対して新株予約権を引き継ぐことで、第 1 の信託又は第 2 の信託における受益者指定事由の発生後、あるいは、第 2 の信託における権利確定条件の不成就の判明後も、引き続き将来の役職員等のために新株予約権を与えることが可能となる。なお、法律で定められている場合、第 1 の信託又は第 2 の信託における受益者指定事由が発生した時点、又は、第 2 の信託における権利確定条件の成就・不成就が判明した時点での信託財産は、その時点の帳簿価格により、指定された数量につき、第 3 の信託の信託財産として引き継ぐこと（簿価引継ぎ）ができることがある。

[0022] 受益者指定権者 1 4 は、第 2 の信託において条件不成就であった場合又は

第2の信託において受益者指定事由が発生した場合も、第1の信託において受益者指定事由が発生した場合と同様に、次の受託者又は同一の受託者を受益者として指定してもよい。法律で定められている場合、第1の受託者と第2の受託者又は第3の受託者とは別の者でなければならない場合がある。また、法律で定められている場合、所定の資格を有する者であれば、第1の受託者と第2の受託者及び第3の受託者とは同一の者であってもよい場合がある。第1の受託者、第2の受託者及び第3の受託者は、自然人であってもよいし、法人であってもよい。また、第1の信託における受益者指定権者と第2の信託における受益者指定権者と第3の信託における受益者指定権者とは、別の者であってもよいし、同一の者であってもよい。第1の信託における受益者指定権者と第2の信託における受益者指定権者と第3の信託における受益者指定権者は、自然人であってもよいし、法人であってもよい。

[0023] 受託者12は、権限者21に対し、新株予約権のキャピタルゲインを基に融資を受け、又は投資を行うことについての確認を行う。この確認は、融資を受けることだけについての確認でもよいし、投資を行うことだけについての確認でもよいし、融資を受けること及び投資を行うことについての確認でもよい。すなわち本実施形態の新株予約権管理システム50は、信託及び貸し付けを行うシステムであってもよいし、信託及び投資を行うシステムであってもよいし、信託、貸付及び投資を行うシステムであってもよい。後述する新株予約権管理システム50の運用を行う運用会社が融資又は投資の確認を行ってもよい。委託者11又は発行会社10が確認をする許可を与えた場合にのみ、受託者12や運用会社が権限者21に確認を行えるようにしてもよい。第1の信託における権限者21は、第1の信託又は第3の信託において信託財産となっている新株予約権からキャピタルゲインを得るためには、新株予約権の行使価格を払い込んで取得した株式を株式市場で売却する必要がある。その他、第2の信託や、受益者が具体的に定まっており、かつ、条件が付されていない信託についても、信託財産となっている新株予約権からキャピタルゲインを得るために、同じく行使価格の払込みが必要になる。こ

のため、権限者 2 1 は、行使価格を用意しなければならない。これに対し、本実施形態では、権限者 2 1 は、自らが借入れや投資の権限を付与されている信託において信託財産となっている新株予約権を受託者 1 2 に信託したままで、キャピタルゲインに応じた金銭の融資を受けることができるようにしている。融資は、貸付者 2 2 が行う。融資は、受託者 1 2 がその固有財産から行ってもよいし、後述する新株予約権管理システム 5 0 の運用会社が行ってもよい。融資は、ノンバンクや金融機関が行ってもよい。また、融資を受ける主体は、受託者 1 2 であってもよいし（受託者として信託内で借入れを行う）、役職員等の総体又は一部であってもよいし、第 2 の信託における仮の付与対象者であってもよいし、権限者 2 1 であってもよい。融資を行う貸付者ごとに新株予約権のキャピタルゲインの評価額や新株予約権の担保価値、融資の額、金利や期限、強制弁済の条件などが異なる場合があるため、融資ごとに複数の貸付者から融資情報を得ることとしてもよいし、その中から権限者 2 1 が貸付者 2 2 を選択できるようにしてもよい。これにより、権限者 2 1 は、行使価格を用意せずとも、キャピタルゲインに応じた金銭を元手に投資をすることができる。投資は、投資先 1 5 に対して行うことができる。本実施形態の投資は、例えばオルタナティブ投資とする。オルタナティブ投資は、例えば、ベンチャーキャピタルとしてのベンチャー企業への投資、及び国際不動産投資を含む。本実施形態の投資は、例えば企業買収（M & A）であってもよいし、国内不動産投資（証券化されたものを含む。）であってもよいし、コールオプションを含むデリバティブ投資、仮想通貨、ファンド投資、デジタル資産への投資などであってもよい。受託者 1 2 のもとにおいて信託財産として管理されている新株予約権を権利行使するために使用し、株式に変えたうえで、貸株や用途を定めない有価証券担保ローンに供してもよい。権限者 2 1 は、このようなハイリターンの投資の機会を得ることができることから、新株予約権について具体的な受益者が確定し、受益者に新株予約権が交付される前から、利殖の機会を得ることができる。なお、新株予約権について具体的な受益者が確定した状態で、受益者 1 3 自身が権限者

21 となって、あえて信託から新株予約権を引き出さずに、そのままキャピタルゲインに応じて金銭の融資を受け、投資を行うのでもよい。

例えば第2の信託において、従業員が仮の付与対象者として指定され、一定期間の発行会社10への在籍を受益者として確定するための条件として設定されているような場合などについては、受益者として確定する前に新株予約権を権利行使して株式を取得し、株式市場20で売却することは出来ないのが原則であるが、本実施形態によれば、例えば第2の信託における仮の付与対象者である従業員が権限者21となって、新株予約権のキャピタルゲインを基に金銭の融資を自ら得、又は信託内で受託者をして得させ、それを元手に投資を行うことも可能である。この場合、当該従業員は、在籍状態を維持し、実際に権利確定条件を成就するまでの期間において、当該新株予約権からのキャピタルゲインによる利殖の機会を得ることができる。

[0024] 権限者21が借入れ又は投資を行わないと応答した場合は、受託者12はそのまま第1の信託もしくは第2の信託において受益者指定事由が発生するか、又は、第2の信託において権利確定条件の成就・不成就が判明するまで、新株予約権の管理を継続する。最終的に、具体的な受益者が定まった場合、受益者13は、信託から新株予約権の交付を受け、自ら発行会社に権利行使を行い、行使価格を払い込んで株式を取得し、又は、引き続き新株予約権を信託したまま、自ら権利行使価格を信託を通じて発行会社10に払込み、信託の受託者に株式を取得させ、必要に応じて株式市場で売却する。あるいは、受益者13は、引き続き新株予約権を信託したまま、新株予約権のキャピタルゲインを基に、融資を受け、それを投資に使用しても良い。なお、本発明の新株予約権管理システムは、受益者13が新株予約権の引き出し（信託契約の解除・終了）を行わないうちは、常に受益者13に対して、融資情報や投資情報を提供し続けるものであってもよい。なお、図1においては、投資情報を投資先情報と記載している。

[0025] 権限者21や受益者13が融資を受け、又は投資を行うと応答した場合は、受託者12、新株予約権管理システムの運用会社又はその他の融資の主体

である貸付者 2 2 は、権限者 2 1 又は受益者 1 3 に対し、融資情報や投資案件の提示を行う。投資案件の情報としては、投資対象となる資産の内容や想定利回り、最低投資金額や最大投資金額などが挙げられる。また、この場合の融資情報には、融資を行う貸付者ごとに投資対象となる資産の評価額や担保価値、融資の額、金利や期限、強制弁済の条件などが挙げられる。権限者 2 1 又は受益者 1 3 は、投資先 1 5 を選択し、投資を行う。投資先 1 5 としては、投資する人や会社が存在するものではなく、例えば不動産などのような投資対象資産の場合がある。このとき投資の資金は、権限者 2 1 又は受益者 1 3 自身が別途用意してもよいし、権限者 2 1 が融資や投資の権限を付与されている信託の信託財産たる新株予約権又は受益者 1 3 自身が付与された新株予約権のキャピタルゲインに応じた金銭の融資を受けてもよい。投資対象となった資産を担保に融資を受けてもよい。融資を行う貸付者 2 2 ごとに投資対象資産の評価額や担保価値、融資の額、金利や期限、強制弁済の条件などが異なる場合があるため、融資ごとに複数の貸付者から融資情報を得ることとしてもよいし、その中から権限者 2 1 又は受益者 1 3 が貸付者を選択できるようにしてもよい。いずれの場合も、新株予約権は受託者 1 2 に信託されたままである。なお、権限者 2 1 又は受益者 1 3 に対して新株予約権のキャピタルゲインに応じた金銭の融資を行う場合には、当該新株予約権について、担保権を設定することになる。また、本システムで取り扱う新株予約権やオルタナティブ投資はボラティリティが高いものであるため、融資した金銭が回収不能となることを避けるため、権限者 2 1 又は受益者 1 3 が行った投資対象資産自体にも担保権を設定することが望ましい。一般的に、ある投資のための資金の全額について融資を行うノンバンクや金融機関は、仮に当該投資対象について担保を設定したとしても、ごくまれであるが、かかる新株予約権のキャピタルゲインを担保に入れることで、与信が可能になる場合も考えられる。融資を行う貸付者ごとに新株予約権のキャピタルゲインの評価額や新株予約権の担保価値、投資対象資産の評価額や担保価値、これらの双方を担保に入れることを前提とした融資の額、金利や期限、強制弁済の

条件などが異なる場合があるため、融資ごとに複数の貸付者から新株予約権の情報や投資対象資産の情報を提供し、融資情報を得ることとしてもよいし、その中から権限者 2 1 又は受益者 1 3 が貸付者 2 2 を選択できるようにしてもよい。

[0026] 権限者 2 1 又は受益者 1 3 が信託財産内の新株予約権のキャピタルゲインを基に融資を受けた場合、仮に融資を受けた者が受託者 1 2 でない場合には、信託財産内の新株予約権は、第三者のために担保に提供されたことになる。また、仮に融資を受けた者が受託者 1 2 である場合には、信託財産内に資産として金銭が計上されるとともに負債が計上されることになり、投資を行った場合には、投資対象の資産が金銭に代わって計上される。

また、権限者 2 1 の指図により融資又は投資が行われた後に、第 1 の信託もしくは第 2 の信託において受益者指定事由が発生して受益者が指定された場合、又は第 2 の信託において権利確定条件の不成就により仮の付与対象者以外の者が受益者となった場合、受託者 1 2 は、次の受益者（第 3 の受託者を含む。）に対して、信託財産たる新株予約権、金銭、投資対象及び負債をその帳簿価額により引き継ぐことができる。また、受託者 1 2 は、かかる融資が完済されるまでの間、委託者 1 1 や受益者指定権者 1 4 や権限者 2 1 が担保となった新株予約権を放棄することを禁止してもよい。

[0027] 図 2 は、本発明の第 1 実施形態に係る新株予約権管理システム 5 0 の概略構成を示すブロック図である。本実施形態の新株予約権管理システム 5 0 は、情報処理装置 1 0 a、1 1 a、1 2 a、1 3 a、1 4 a、1 5 a、1 6 a、2 1 a 及び 2 2 a をネットワーク 1 7 で互いに接続して構成される。新株予約権管理システム 5 0 は、新株予約権の信託についての管理を行う。新株予約権管理システム 5 0 は、図 1 を参照して説明したスキームを実現する。

[0028] 情報処理装置 1 0 a は、発行会社 1 0 の担当者が操作する情報処理装置である。情報処理装置 1 1 a は、委託者 1 1 が操作する情報処理装置である。情報処理装置 1 2 a は、受託者 1 2 が操作する情報処理装置である。情報処理装置 1 3 a は、受益者 1 3 が操作する情報処理装置である。情報処理装置

14 a は、受益者指定権者 14 が操作する情報処理装置である。受益者指定権者は、第 1 の信託、第 2 の信託及び第 3 の信託といった信託毎に異なる者であってもよいし、同じ者であってもよい。ここでは、これらの受益者指定権者を受益者指定権者 14 で代表させている。情報処理装置 15 a は、投資先 15 の担当者が操作する情報処理装置である。情報処理装置 16 a は、新株予約権管理システム 50 の運用を行う運用会社の担当者が操作する情報処理装置である。情報処理装置 21 a は、権限者 21 が操作する情報処理装置である。情報処理装置 22 a は、貸付者 22 が操作する情報処理装置である。ネットワーク 17 は、例えばインターネットが用いられ、有線、無線を問わず、また、既知の如何なるネットワークも用いることができる。新株予約権管理システム 50 は、情報処理装置 10 a、11 a、12 a、13 a、14 a、15 a、16 a、21 a 及び 22 a の少なくともいずれかを有しない構成であってもよい場合がある。新株予約権管理システム 50 は、情報処理装置 10 a、11 a、12 a、13 a、14 a、15 a、16 a、21 a 及び 22 a 以外の情報処理装置を有してもよい。

[0029] 図 3 は、図 2 に示した各情報処理装置の構成を示すブロック図である。図 3 では、図 2 に示した情報処理装置 10 a、11 a、12 a、13 a、14 a、15 a、16 a、21 a 及び 22 a の構成を、情報処理装置 100 の構成として示す。情報処理装置 100 は、情報処理装置 10 a、11 a、12 a、13 a、14 a、15 a、16 a、21 a 及び 22 a の少なくとも一つである。情報処理装置 10 a、11 a、12 a、13 a、14 a、15 a、16 a、21 a 及び 22 a のそれぞれは、すべて同じ構成であってもよいし、情報処理装置ごとに、他の情報処理装置と異なる構成を有するものであってもよい。

[0030] 情報処理装置 100 は、各種の処理を行う処理部 102 と、操作者に対する入出力を行う入出力部 101 と、各種のデータを記憶する記憶部 103 と、ネットワーク 17 を介した通信を行う通信部 104 と、を有して構成される。情報処理装置 100 は、コンピュータである。情報処理装置 100 は、

如何なるコンピュータであってもよい。情報処理装置１００は、一般にパソコンと呼ばれる装置であってもよく、スーパーコンピュータと呼ばれる装置であってもよい。また、情報処理装置１００は、スマートフォンやタブレットと呼ばれる装置であってもよい。処理部１０２は、ＣＰＵやＭＰＵと呼ばれる演算装置である。処理部１０２は、記憶部１０３に記憶されたプログラムを実行する。処理部１０２は、情報処理に係る各種データを記憶部１０３に記憶する。情報処理装置１００が情報を登録するということは、処理部１０２がその情報を記憶部１０３に記憶することに相当する。記憶部１０３は、ＲＡＭやＲＯＭ、さらに磁氣的記憶装置、光学的記憶装置など、既知の如何なる記憶装置であってもよい。入出力部１０１は、キーボード、マウス、ディスプレイといった入出力装置である。処理部１０２は、入出力部１０１を介して操作者から入力された情報に応じて情報処理を実行する。また、処理部１０２は、通信部１０４を介して入力された情報に応じて情報処理を実行する。

[0031] 図４は、図２に示した情報処理装置１６ａの記憶部１０３に記憶される信託情報の一例を示す図である。本実施形態では、信託情報は、新株予約権管理システム５０の運用を行う運用会社の担当者が操作する情報処理装置１６ａに記憶される。信託情報は、他の情報処理装置に記憶されるものであってもよい。

[0032] 新株予約権管理システム５０では、受益者が決定した状態の新株予約権の信託について管理することもできる。信託情報に含まれる信託ＩＤは、各信託を特定可能なＩＤであって、各信託に対してユニークに割り当てられる。信託情報に含まれる委託者ＩＤは、その信託の委託者を特定可能なＩＤである。信託情報に含まれる受託者ＩＤは、その信託の受託者を特定可能なＩＤである。信託情報に含まれる発行会社ＩＤは、その信託の新株予約権を発行する発行会社を特定可能なＩＤである。信託情報に含まれる権限者ＩＤは、その信託の権限者を特定可能なＩＤである。信託情報は、権限者についての情報である権限者情報を含んでもよい。権限者情報は、権限者ＩＤを含む。

信託情報に含まれる行使価格は、その信託の新株予約権の行使価格である。信託情報に含まれる受益者指定事由は、その信託の受益者を指定するイベント又は期日である。信託情報に含まれる帳簿価格は、その信託の受託者が新株予約権の付与を受ける際に払い込んだ新株予約権の払込価額又はその信託の受託者が新株予約権の信託を受ける際の新株予約権の時価などである。信託情報に含まれる現在の時価は、その信託の信託財産となっている新株予約権の行使で得られる株式の現在の価格である。信託情報に含まれる想定キャピタルゲインは、その信託の信託財産となっている新株予約権の行使で得られる株式の想定キャピタルゲインである。信託情報に含まれるボラティリティは、その信託の信託財産となっている新株予約権の行使で得られる株式のボラティリティ（株価変動率）である。当該株式が非上場の場合には類似業種のボラティリティが表示される場合もある。信託情報に含まれる新株予約権回号は、その信託の信託財産となっている新株予約権の回号である。信託情報に含まれる新株予約権の個数は、その信託の信託財産となっている新株予約権の個数である。信託情報に含まれる受益者情報は、その信託の新株予約権の受益者についての情報である。受益者情報に含まれる受益者IDは、その受益者を特定可能なIDである。受益者情報に含まれる新株予約権の個数は、その受益者に付与された新株予約権の個数である。また、新株予約権の個数は、受益者が確定していない場合には、その信託IDで信託された新株予約権の個数である。信託情報に含まれる受益者確定条件・期日は、その信託の受益者確定条件の有無や受益者確定の期日である。

[0033] 図4の信託IDが「1」のレコードは、受益者指定事由が発生したときに信託された新株予約権のすべてについて同時かつ一括で受益者を指定する信託（以下「一括交付型信託」という）のレコードである。通常、信託された新株予約権は受益者指定事由が発生するまでは受益者が存在しない。この場合は、受益者不特定タイプの信託である。

図4の信託IDが「2」のレコードは、新株予約権が信託され、受益者指定事由が発生した後に再度信託されることを繰り返す信託（以下「多重型信託」という）のレコードである。

託」という)のレコードである。多重型信託も受益者指定事由が一定期日で連鎖する特性を除けば、当初は一括交付型信託と内容は異なる場合がある。この場合は、受益者不特定タイプの信託である。

図4の信託IDが「2-1」のレコードは、多重型信託のレコードであって、受益者指定事由発生後の確定した受益者についてのレコードである。このレコードでは、多重型信託で受益者指定事由が到来したパターンであり、受益者が決まってい信託が終了していないパターンを示している。

図4の信託IDが「2-2」のレコードは、多重型信託のレコードであって、受益者指定事由が発生した信託から新株予約権を引き継いだ第2の信託についてのレコードである。このレコードでは、第1の信託から、発行会社ID、行使価格、帳簿価格、及び新株予約権の回号を引き継ぐ。新株予約権の個数は、引き継ぐ個数を登録する。

信託情報において、受益者を確定せずに仮に付与者を決定した場合には、受益者の欄に仮のものとして登録されることになるが、受益者としてはあくまでも受託者を登録し、それを第3の信託として第3の信託にレコードを移行させ、第3の信託の受益者を付与対象者にしたうえで、受益者確定の条件と期限を登録する。

[0034] 図5(A)は、図2に示した情報処理装置16aの記憶部103に記憶される投資情報の一例を示す図である。本実施形態では、投資情報は、新株予約権管理システム50の運用を行う運用会社の担当者が操作する情報処理装置16aに記憶される。投資情報は、他の情報処理装置に記憶されるものであってもよい。

[0035] 投資情報に含まれる投資案件IDは、各投資案件を特定可能なIDであって、各投資案件に対してユニークに割り当てられる。投資情報に含まれる資産内容は、その投資案件の投資対象資産の内容である。投資情報に含まれる資産内容は、投資を受ける会社や人の情報を含んでもよい。投資情報に含まれる想定利回りは、その投資案件の想定利回りである。信託情報は、その投資案件の投資額についての情報である投資額情報を含む。投資額情報に含ま

れる最小単位は、その投資案件に投資する場合の最小単位である。投資額情報に含まれる最大投資額は、その投資案件に投資可能な最大金額である。投資情報は、各投資案件についてのより詳細な投資条件を含むものであってもよい。投資額は、投資条件の一例である。投資情報に含まれる投資案件は、オルタナティブ投資に関する案件を含む。

[0036] 図5（B）は、図2に示した情報処理装置16aの記憶部103に記憶される融資情報の一例を示す図である。本実施形態では、融資情報は、新株予約権管理システム50の運用を行う運用会社の担当者が操作する情報処理装置16aに記憶される。投資情報は、他の情報処理装置に記憶されるものであってもよい。

[0037] 融資情報に含まれる投資案件IDは、図5（A）の投資情報の投資案件IDとリンクしたIDである。融資情報に含まれる貸付者IDは、投資案件IDで特定される投資案件に投資する場合に貸付を行う貸付者を特定可能なIDである。投資案件IDと貸付者IDの組み合わせで、融資案件が特定される。融資情報に含まれる担保価値は、投資案件IDで特定される投資案件の投資対象資産の担保価値である。融資情報は、その融資案件の融資条件についての情報である融資条件情報を含む。融資条件情報に含まれる融資可否は、その投資案件に投資する場合の融資の可否を示す。融資条件情報に含まれる融資額は、その投資案件に投資する場合の融資可能額を示す。融資条件情報に含まれる金利は、その投資案件に投資する場合の融資の金利を示す。融資条件情報に含まれる期限は、その投資案件に投資する場合の融資の返済期限を示す。融資情報は、各融資案件についてのより詳細な融資条件を含むものであってもよい。融資額は、融資条件の一例である。

なお、融資情報は、図4の信託情報の信託IDとリンクしたIDである信託IDを含むものであってもよい。この場合、信託IDと投資案件IDと貸付者IDの組み合わせで、融資案件が特定されるようにしてもよい。また、この場合、貸付者22は、融資情報に含まれる信託IDで特定される信託の信託財産を融資の担保に加えた場合の融資条件を定め、この融資条件を、図

5 (B) の融資情報に含めるようにしてもよい。

[0038] 以下、本実施形態の新株予約権管理システム50の動作について説明する。図6は、新株予約権管理システム50による処理を示すフローチャートである。新株予約権管理システム50による処理は、図2に示した情報処理装置10a、11a、12a、13a、14a、15a、16a、21a及び22aで分散して実行してもよい。また、例えば、情報処理装置16a以外の情報処理装置は、情報の入出力端末装置として用いて、情報処理装置16aで情報処理及び情報の記憶を行うようにしてもよい。本実施形態では、情報処理装置16aは、情報処理及び情報の記憶を行い、他の情報処理装置に対してネットワーク17を介して情報入出力のユーザインターフェースを提供する。

[0039] 情報処理装置16aは、図4に示した信託情報、図5(A)に示した投資情報、及び図5(B)に示した融資情報に含まれる各IDを予め発行し、それぞれを登録しておく。

[0040] 図6のステップS601において、情報処理装置16aは、投資案件の発生に応じて投資情報として図5(A)の投資情報の各情報を登録する。情報処理装置16aは、情報処理装置15aから投資情報を受信し、それを記憶部103に記憶するものであってもよい。ステップS602において、情報処理装置16aは、融資案件の発生に応じて融資情報図5(B)の融資情報の各情報を登録する。情報処理装置16aは、情報処理装置22aから融資情報を受信し、それを記憶部103に記憶するものであってもよい。ステップS603において、情報処理装置16aは、信託の発生に応じて信託情報として図4の信託情報の各情報を登録する。このとき、信託情報のうち権利行使期間及び受益者情報については、未定の場合には「未定」としておく。情報処理装置16aは、その後、権利行使期間及び受益者情報が決定した時点で登録する。情報処理装置16aは、信託が継続している間、信託の手数を算出し、委託者に対して請求する処理を実行してもよい。

[0041] ステップS604において、情報処理装置16aは、融資を受けることや

投資を行うことについての意向を、権限者21に問い合わせる（情報処理装置21aに問い合わせのデータを送信する）。ステップS605において、情報処理装置16aは、権限者21の意向を受け付ける（情報処理装置21aから意向表明のデータを受信する）。

[0042] ステップS606において、情報処理装置16aは、ステップS605で受け付けた意向が融資・投資を検討するというものでなかった場合、ステップS611に進む。ステップS606において、情報処理装置16aは、ステップS605で受け付けた意向が融資・投資を検討するというものであった場合、ステップS607に進む。

[0043] ステップS607において、情報処理装置16aは、図5（A）の投資情報に含まれる投資案件、及び図5（B）の融資情報に含まれる融資案件を読み出す。このとき、情報処理装置16aは、今回の信託財産の新株予約権に生じているキャピタルゲインの額に応じて、読み出す投資案件や融資案件を絞り込むようにしてもよい。続いて、ステップS608において、情報処理装置16aは、ステップS607で読み出した融資案件及び投資案件を権限者21に提供する（情報処理装置21aに融資情報及び投資情報のデータを送信する）。

[0044] ステップS609において、情報処理装置16aは、受益者13から投資依頼を受け付けたかを判定する。情報処理装置16aは、権限者21から投資依頼を受け付けなかった場合（例えば所定期間内に応答がなかった場合、又は投資しない旨の意思表示を受け付けた場合）、ステップS611に進む。ステップS609において、情報処理装置16aは、権限者21から投資依頼を受け付けた場合、ステップS610に進む。ステップS610において、情報処理装置16aは、融資・投資を実行する。この処理は、具体的には、情報処理装置16aは、貸付者22・投資先15に対して権限者21に融資・投資の意向があることを通知する。その後、新株予約権管理システム50の管理外で貸付者22・投資先15と権限者21とで融資・投資の話を進めてもよいし、ステップS610により投資の契約が成立することとして

もよい。その後、情報処理装置 16 a は、処理を S 6 1 1 に進める。

[0045] ステップ S 6 1 1 において、情報処理装置 16 a は、当該信託についての受益者指定事由について判定する。受益者指定事由の例としては、信託の設定時に未上場であった発行会社 10 が上場したこと、又は、所定期間が経過したこと、などが挙げられる。情報処理装置 16 a は、受益者指定事由が生じていなければ、ステップ S 6 0 4 に戻って処理を繰り返す。情報処理装置 16 a は、受益者指定事由が生じていれば、ステップ S 6 1 2 に進む。

[0046] ステップ S 6 1 2 において、情報処理装置 16 a は、当該信託について、受益者を指定する。情報処理装置 16 a は、例えば受益者指定権者 14（例えば受益者指定権者 14 が操作する情報処理装置 14 a）に対して受益者の指定について問い合わせ、問い合わせを受けた受益者指定権者 14 は、新株予約権の全部又は一部について受益者を指定する場合には、指定する受益者を情報処理装置 14 a に入力し、これを受けた情報処理装置 16 a は、当該信託の信託情報に含まれる受益者情報に登録する。受益者指定権者 14 は、受益者を指定しない場合には、その旨を情報処理装置 14 a に入力し、これを受けた情報処理装置 16 a は、再度信託することができる。信託に係る新株予約権のうち、全部の受益者を指定してもよいし、全部の受益者を指定しなくてもよいし、一部の受益者を指定して残りの受益者を指定しなくてもよい。

[0047] ステップ S 6 1 3 において、情報処理装置 16 a は、当該信託を継続するかを問い合わせる。情報処理装置 16 a は、例えば受益者 13（例えば受益者 13 が操作する情報処理装置 13 a）に対して信託の継続について問い合わせ、問い合わせを受けた受益者 13 は、信託を継続するか否かを応答する。情報処理装置 16 a は、受益者 13 による応答が信託を継続するものであった場合にはステップ S 6 1 4 に進み、受益者 13 による応答が信託を継続しないものであった場合（例えば受益者 13 が新株予約権の引き出しを希望した場合）にはステップ S 6 1 5 に進む。

[0048] ステップ S 6 1 4 では、情報処理装置 16 a は、ステップ S 6 0 4 ～ S 6

10で説明した処理と同様に、受益者13に対して、融資・投資の意向を確認し、融資・投資情報を提供し、融資・投資を実行する。ステップS614で、融資・投資を実行した場合も、実行しなかった場合も、情報処理装置16aは、ステップS613に戻って処理を継続する。

[0049] ステップS615では、情報処理装置16aは、受益者13に対して新株予約権を付与する。この処理は、具体的には、情報処理装置16aは、受託者12に対して受益者13に新株予約権の付与を行うように通知する。ステップS615では、情報処理装置16aは、例えば、信託情報に対し、今回終了事由の発生を受け付けた信託について、新株予約権を付与し、信託が終了したことを登録する。受益者13が新株予約権の権利行使をして株式を取得した場合、情報処理装置16aは、その旨を信託情報に登録して処理を終了する(S616)ようにしてもよい。

[0050] 新株予約権管理システム50は、融資の際は、新株予約権に担保権を設定するようにしてもよい。また、新株予約権管理システム50は、融資について、受益者13が投資した投資対象にも担保権を設定するようにしてもよい。

また、新株予約権管理システム50は、新株予約権の対象の株式やオルタナティブ投資の時価を常にモニタリングし、掛け目を設定しておいた上で、担保割れした場合には、新株予約権の対象の株式やオルタナティブ投資の所有権を、受益者から融資をした者に移転するようにしてもよい。

[0051] (1) なお、本発明は、情報処理装置であって、委託者から受託者に信託された新株予約権に関する情報である信託情報と、投資案件に関する情報である投資情報と、前記投資案件に投資する金銭の融資に関する情報である融資情報と、を記憶する記憶手段と、前記記憶手段に記憶された前記信託情報に含まれる、前記新株予約権を担保に借入れや投資を実行できる権限を持つ権限者についての情報である権限者情報と、前記記憶手段に記憶された前記投資情報と、前記記憶手段に記憶された前記融資投資情報と、を読み出す読出手段と、前記読出手段で読み出した前記権限者情報に含まれる権限者ID

で特定される権限者に対して借入れや投資を行うかを問い合わせる問合せ手段と、前記問合せ手段による問い合わせに対する応答を受け付ける応答受付手段と、前記応答受付手段で受け付けた応答が借入れや投資を行うものであった権限者に対し、前記読出手段で読み出した前記融資情報や前記投資情報を提供する情報提供手段と、を有する、ことを特徴とする。これにより、新株予約権の受益者に対して投資の機会を提供することができるので、信託内資産の活用について改善することができる。

[0052] (2) また、本発明は、前記信託情報は、前記権限者IDに紐づけられた、各権限者が権限を持つ新株予約権の個数の情報を含み、前記投資情報は、権限者が権限を持つ新株予約権の個数に応じた情報を含む、ことを特徴とする。これにより、新株予約権の受益者に対して適正な投資を提案することができ、信託内資産の活用について改善することができる。

[0053] (3) また、本発明は、前記投資情報が示す投資を実行する投資手段をさらに有する、ことを特徴とする。これにより、新株予約権の受益者に対して投資の機会を提供することができるので、新株予約権の利用について改善することができる。

[0054] (4) また、本発明は、権限者が権限を持つ新株予約権の個数に応じた資金を権限者に融資する融資手段をさらに有し、前記投資手段は、前記融資手段で融資された資金を投資する、これにより、受益者は、新株予約権の権利行使をして株を売却せずとも、投資に必要な資金を用意することができ、信託内資産の活用について改善することができる。

[0055] (5) また、本発明は、受益者に対し、受益者が新株予約権の引き出しを希望した場合、配分された新株予約権を付与する付与手段をさらに有する、ことを特徴とする。これにより、受益者の意思に応じた処理を実行することができ、信託内資産の活用について改善することができる。

[0056] (6) また、本発明は、前記投資情報は、オルタナティブ投資に関する情報を含む、ことを特徴とする。これにより、受益者は、新株予約権のキャピタルゲインの額に応じてリターンの大きな投資をすることができ、信託内資

産の活用について改善することができる。

[0057] 以上、本発明の好ましい実施形態について説明したが、本発明は、これらの実施形態に限定されず、その要旨の範囲内で種々の変形および変更が可能である。これらの実施形態及びその変形は、発明の範囲及び要旨に含まれると同時に、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれる。

[0058] 本出願は、2020年8月27日に提出された日本出願特願2020-143328号に基づく優先権を主張し、当該日本出願に記載された全ての記載内容を援用するものである。

符号の説明

- [0059] 10 発行会社
11 委託者
12 受託者
13 受益者
14 受益者指定権者
15 投資先
22 貸付者

請求の範囲

- [請求項1] 委託者から受託者に信託された新株予約権に関する情報である信託情報と、投資案件に関する情報である投資情報と、前記投資案件に投資する金銭の融資に関する情報である融資情報と、を記憶する記憶手段と、
- 前記記憶手段に記憶された前記信託情報に含まれる、前記新株予約権を担保に借入れや投資を実行できる権限を持つ権限者についての情報である権限者情報と、前記記憶手段に記憶された前記投資情報と、前記記憶手段に記憶された前記融資投資情報と、を読み出す読出手段と、
- 前記読出手段で読み出した前記権限者情報に含まれる権限者IDで特定される権限者に対して借入れや投資を行うかを問い合わせる問合せ手段と、
- 前記問合せ手段による問い合わせに対する応答を受け付ける応答受付手段と、
- 前記応答受付手段で受け付けた応答が借入れや投資を行うものであった権限者に対し、前記読出手段で読み出した前記融資情報や前記投資情報を提供する情報提供手段と、を有する、
- ことを特徴とする情報処理装置。
- [請求項2] 請求項1に記載の情報処理装置であって、
- 前記信託情報は、前記権限者IDに紐づけられた、各権限者が権限を持つ新株予約権の個数の情報を含み、
- 前記投資情報は、権限者が権限を持つ新株予約権の個数に応じた情報を含む、
- ことを特徴とする情報処理装置。
- [請求項3] 請求項2に記載の情報処理装置であって、
- 前記投資情報が示す投資を実行する投資手段をさらに有する、
- ことを特徴とする情報処理装置。

- [請求項4] 請求項3に記載の情報処理装置であって、
 権限者が権限を持つ新株予約権の個数に応じた資金を権限者に融資
 する融資手段をさらに有し、
 前記投資手段は、前記融資手段で融資された資金を投資する、
 ことを特徴とする情報処理装置。
- [請求項5] 請求項1乃至4のいずれか1項に記載の情報処理装置であって、
 受益者に対し、受益者が新株予約権の引き出しを希望した場合、配
 分された新株予約権を付与する付与手段をさらに有する、
 ことを特徴とする情報処理装置。
- [請求項6] 請求項1乃至5のいずれか1項に記載の情報処理装置であって、
 前記投資情報は、オルタナティブ投資に関する情報を含む、
 ことを特徴とする情報処理装置。
- [請求項7] 委託者から受託者に信託された新株予約権に関する情報である信託
 情報と、投資案件に関する情報である投資情報と、前記投資案件に投
 資する金銭の融資に関する情報である融資情報と、を記憶する記憶工
 程と、
 前記記憶工程で記憶された前記信託情報に含まれる、前記新株予約
 権を担保に借入れや投資を実行できる権限を持つ権限者についての情
 報である権限者情報と、前記記憶工程で記憶された前記投資情報と、
 前記記憶工程で記憶された前記融資投資情報と、を読み出す読出工程
 と、
 前記読出工程で読み出した前記権限者情報に含まれる権限者IDで
 特定される権限者に対して借入れや投資を行うかを問い合わせる問合
 せ工程と、
 前記問合せ工程による問い合わせに対する応答を受け付ける応答受
 付工程と、
 前記応答受付工程で受け付けた応答が借入れや投資を行うものであ
 った権限者に対し、前記読出工程で読み出した前記融資情報や前記投

資情報を提供する情報提供工程と、を有する、
ことを特徴とする情報処理装置の制御方法。

[請求項8] コンピュータを請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置が備える各手段として機能させることを特徴とするプログラム。